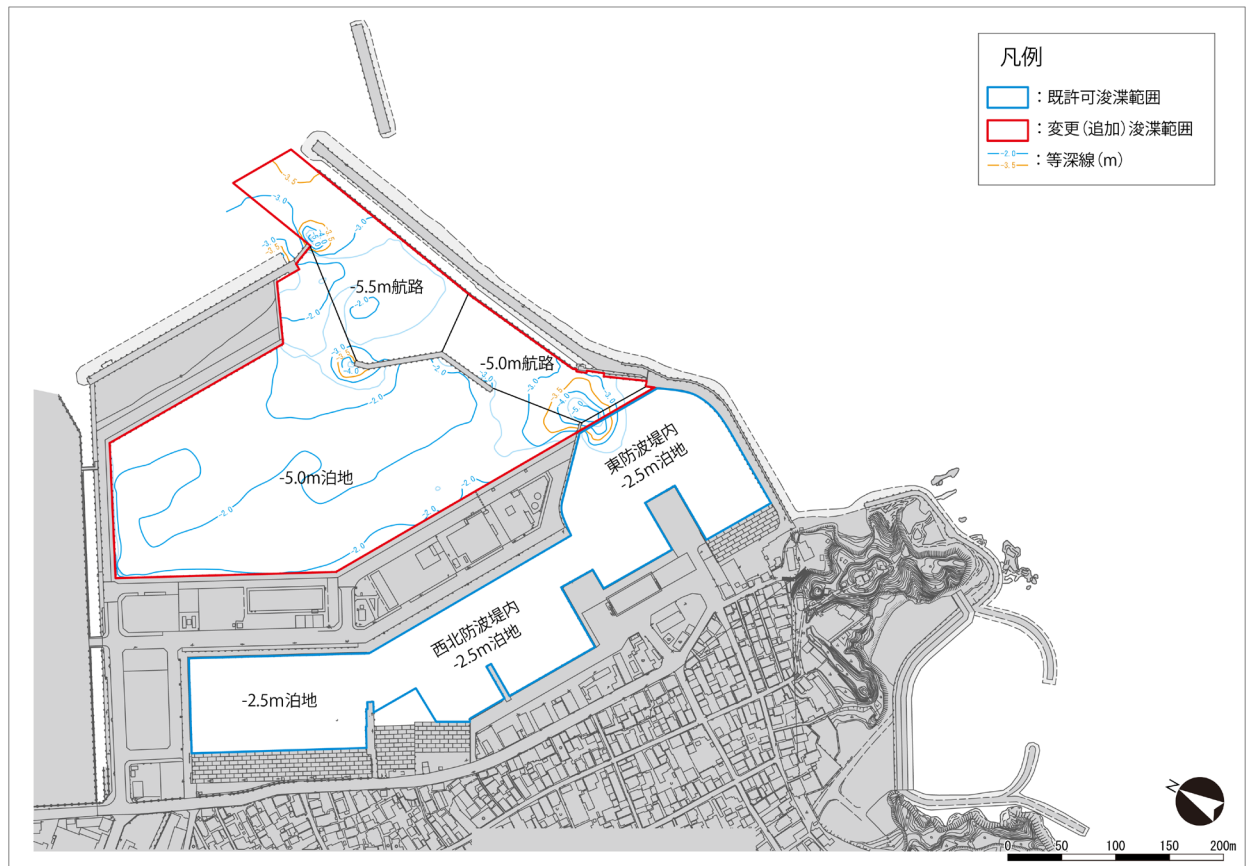


別紙-2 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類の変更の内容

変更許可申請にあたり、廃棄物の種類を図1のとおり変更する（浚渫区域の追加）。

本変更申請では、大原漁港の港口地区3施設（-5.0m泊地、-5.0m航路、-5.5m航路）の範囲を浚渫区域として追加した。既許可申請の浚渫範囲である大原漁港の港奥地区3施設（東防波堤内-2.5m泊地、西北防波堤内-2.5m泊地、-2.5m泊地）とあわせて6施設を浚渫区域とした。



備考) 水深値の測量実施年月は2022年12月である。

図1 変更申請浚渫区域